

児童扶養手当・特別児童扶養手当・障害児福祉手当・特別障害者手当額が**改正**されます

お知らせ

4月から児童扶養手当・特別児童扶養手当・障害児福祉手当・特別障害者手当額が変わります。なお、手当額は、消費者物価指数の変動に応じて手当額が改正される「自動物価スライド制」となっています。

■児童扶養手当

父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童、中度以上の障害を有する場合は20歳未満）を養育している人に対し、生活の安定と自立を助け、児童の健やかな成長のために支給される手当です。

改正後	
全部支給	42,910円(410円増)
一部支給	42,900円～10,120円(90～410円増)

○第2子加算額

改正後	
全部支給	10,140円 (100円増)
一部支給	10,130円～5,070円 (50～100円増)

○第3子加算額

改正後	
全部支給	6,080円 (60円増)
一部支給	6,070円～3,040円 (30～60円増)

■特別児童扶養手当

身体や精神に中度以上の障害を有する児童（20歳未満）の父もしくは母、または父母にかわって児童を養育している人に対し支給される手当です。

改正後	
1級	52,200円(500円増)
2級	34,770円(340円増)

問い合わせ 福祉課 こども係 ☎75-6118

■障害児福祉手当・特別障害者手当

障害児福祉手当…20歳未満で、重度の障害状態にあるため、日常生活において常時介護を必要とする障害児本人に支給される手当です。

特別障害者手当…20歳以上で、著しく重度の障害状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする障害者本人に支給される手当です。

改正後	
障害児福祉手当	14,790円(140円増)
特別障害者手当	27,200円(260円増)

問い合わせ 福祉課 高齢・障害者福祉係 ☎75-4823



広域ごみ処理施設の名称が**決定**!

多久市と小城市が共同で建設・運営するごみ処理施設の正式名称が決定しました。

施設名称

「クリーンヒル天山」

きれいな処理施設をイメージさせるクリーンと、場所が小高い丘の上にあることから、英語で丘などを意味するヒルを組み合わせたものです。2020年4月1日からの稼働を予定しています。



▲完成イメージ

問い合わせ 天山地区共同環境組合 ☎37-6588

「多久市リサイクルセンター」が**完成**!

多久市が単独で運営する、リサイクル推進の拠点となる再資源化施設が完成し、名称は「多久市リサイクルセンター」に決定しました。

2020年4月1日の本格稼働に向けて、稼働試験を重ね、準備を進めていきます。



▲多久市リサイクルセンター

問い合わせ 市民生活課 生活環境係 ☎75-6117